

**（仮称）国立女性教育会館公共施設等運営事業及び
施設・設備長期維持管理業務委託**

入札説明書

平成 26 年 8 月 29 日

独立行政法人国立女性教育会館

目 次

第 1 章	入札説明書の定義	1
第 2 章	運営事業の概要	5
1	事業の名称	5
2	運営事業に供される公共施設の種類	5
3	公共施設等の管理者の名称	5
4	対象となる公共施設等の名称及び概要	5
5	事業目的	6
6	事業方式	6
7	公共施設等運営事業の内容に関する事項	6
8	事業の範囲	8
9	運営事業及び維持管理業務に係る公表を予定する既存資料	9
10	事業期間	10
11	遵守すべき法令	10
第 3 章	維持管理業務の概要	12
1	維持管理業務の名称	12
2	契約責任者等	12
3	対象となる公共施設等の名称及び概要	12
4	事業目的	12
5	事業の範囲	12
6	維持管理業務の仕様等	13
7	履行期間	13
8	履行場所	13
9	入札方法	13
10	入札参加資格	13
11	入札の無効	13
12	維持管理業務受託者決定方法	13
13	開札について	13
14	維持管理業務費の改定について	14
15	その他維持管理業務に係る留意事項	14
第 4 章	事業者の募集及び選定に関する事項	15
1	事業者の募集及び選定	15
2	選定のスケジュール	15
3	入札参加に関する条件等	16
4	入札手続き等	18

5	審査及び選定に関する事項	27
6	契約に関する基本的な考え方	28
第5章	入札時提出書類	30
1	入札時提出書類 一覧	30
2	提出書類の提出方法等	31
第6章	その他事業の実施に関し必要な事項	33
1	運営権者の責任の明確化等事業の適正且つ確実な実施の確保に関する事項	33
2	公共施設等運営権実施契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	33
3	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	33
4	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	34
5	問合せ先	34

第1章 入札説明書の定義

この入札説明書（以下「本入札説明書」という。）は、独立行政法人国立女性教育会館（以下「ヌエック」という。）が、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、平成26年3月31日に特定事業として選定した「（仮称）国立女性教育会館公共施設等運営事業（以下「運営事業」という。）」、及び各種維持管理業務を委託する「施設・設備長期維持管理業務委託（以下、「維持管理業務」という。）」に係る総合評価一般競争入札を実施するにあたり、入札参加希望者に配布するものである。

別添資料の要求水準書、公共施設等運営権実施契約書（案）、基本協定書（案）、公共施設等運営権者選定基準は、本入札説明書と一体のものである。

本入札説明書と、本入札説明書に先行してヌエックが配布した実施方針、特定事業の選定及びそれらに対する質問回答書との間に異なる点がある場合には、本入札説明書が優先するものとする。

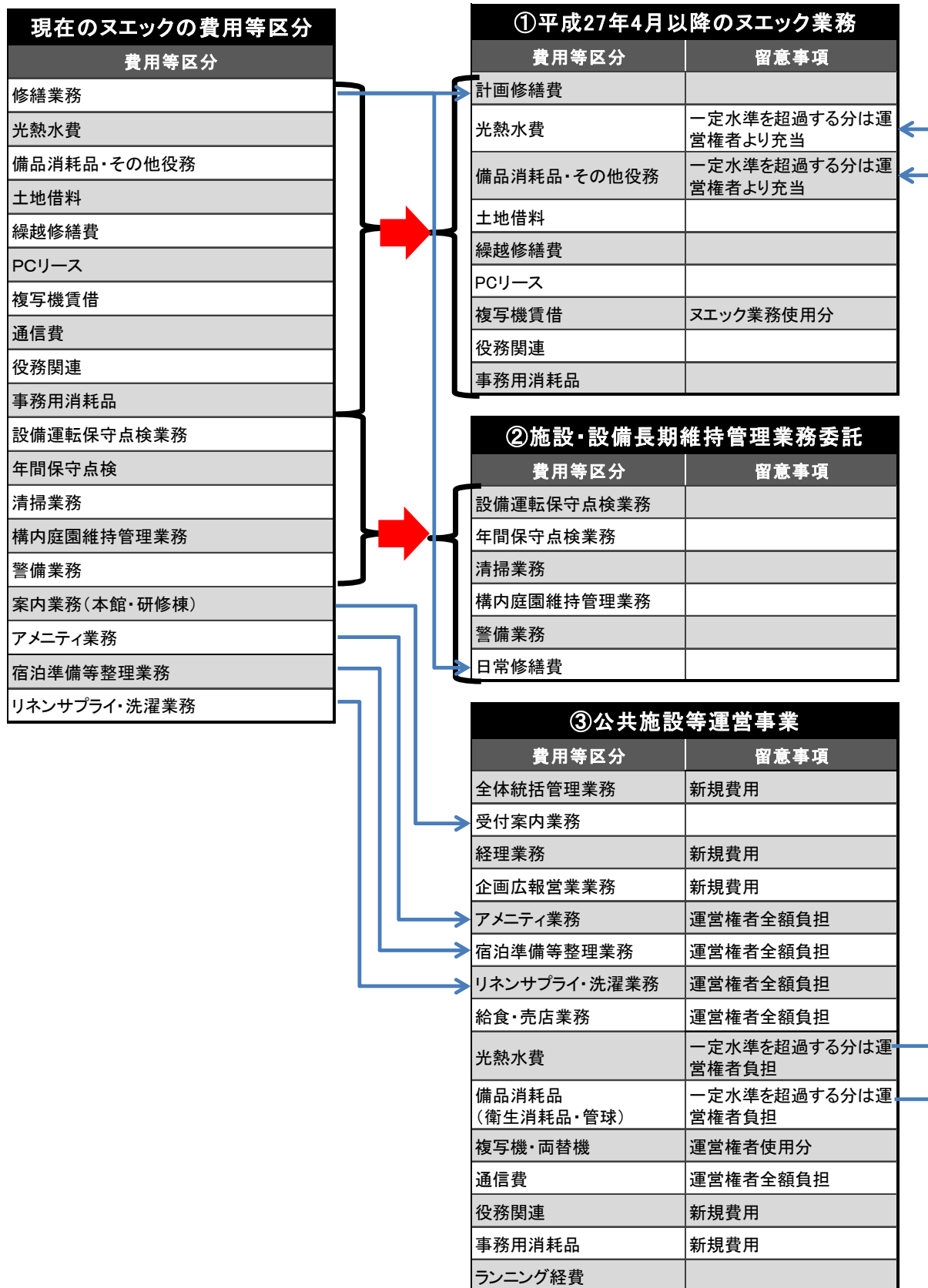
なお、現在ヌエックによって実施されている業務を

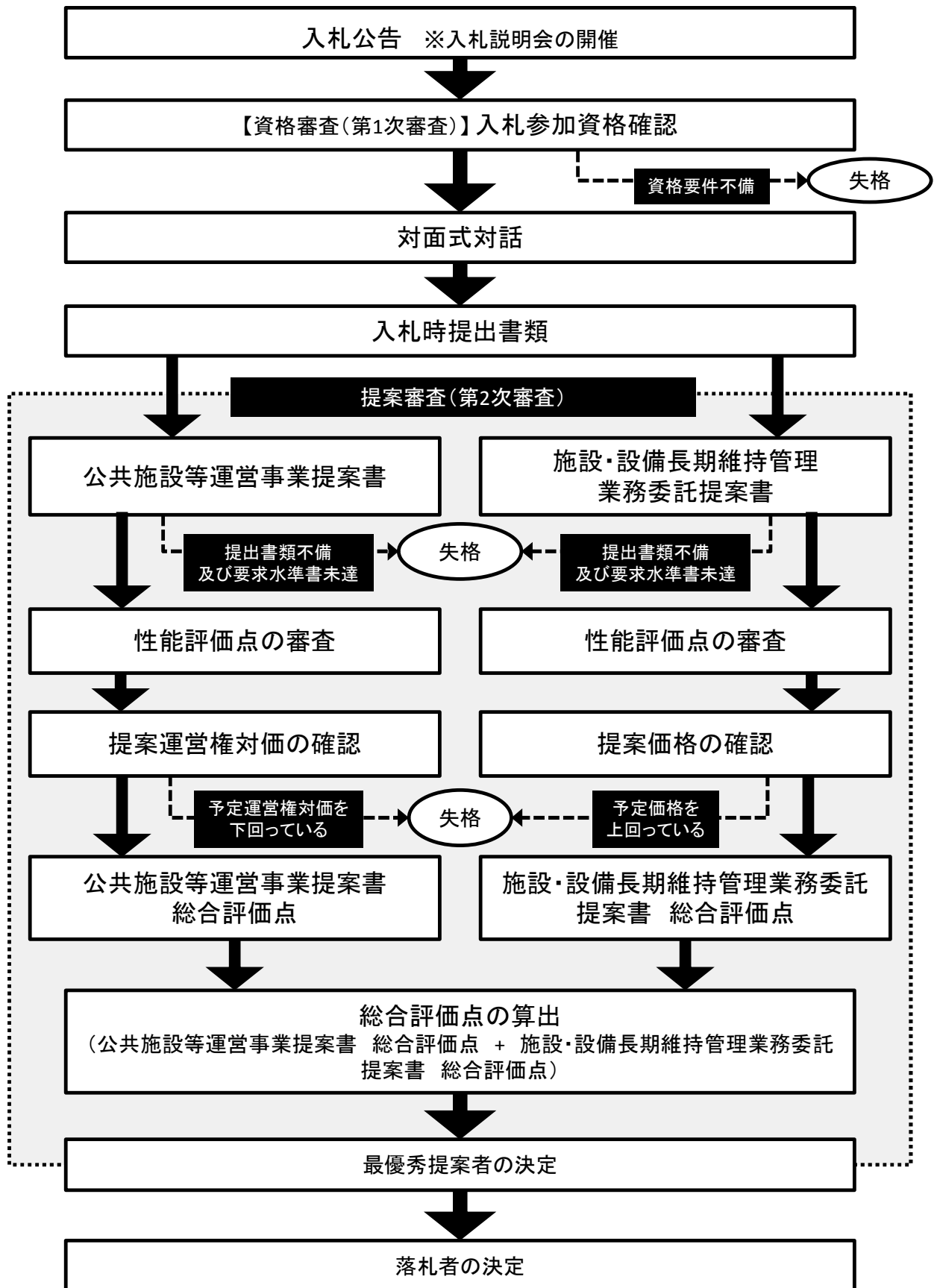
- ① 従来業務の一部
- ② 維持管理業務
- ③ PFI法に基づく特定事業である運営事業業務

に三分割し、同一の事業者には運営事業の公共施設等運営権を設定するとともに、維持管理業務を委託する。（P2「参考資料1（仮称）国立女性教育会館公共施設等運営事業及び施設・設備長期維持管理業務委託 業務区分」参照）その詳細については「第2章 8事業の範囲」及び別添「（仮称）国立女性教育会館公共施設等運営事業 要求水準書（以下「運営事業要求水準書」という。）」、別添「（仮称）国立女性教育会館施設・設備長期維持管理業務委託 要求水準書（以下「維持管理業務要求水準書」という。）」に記載しているので参照されたい。事業者選定に際しては、運営事業に関する提案内容と併せて維持管理業務に関する提案内容も総合評価の対象となる。（P3「参考資料2 審査の流れ」参照）

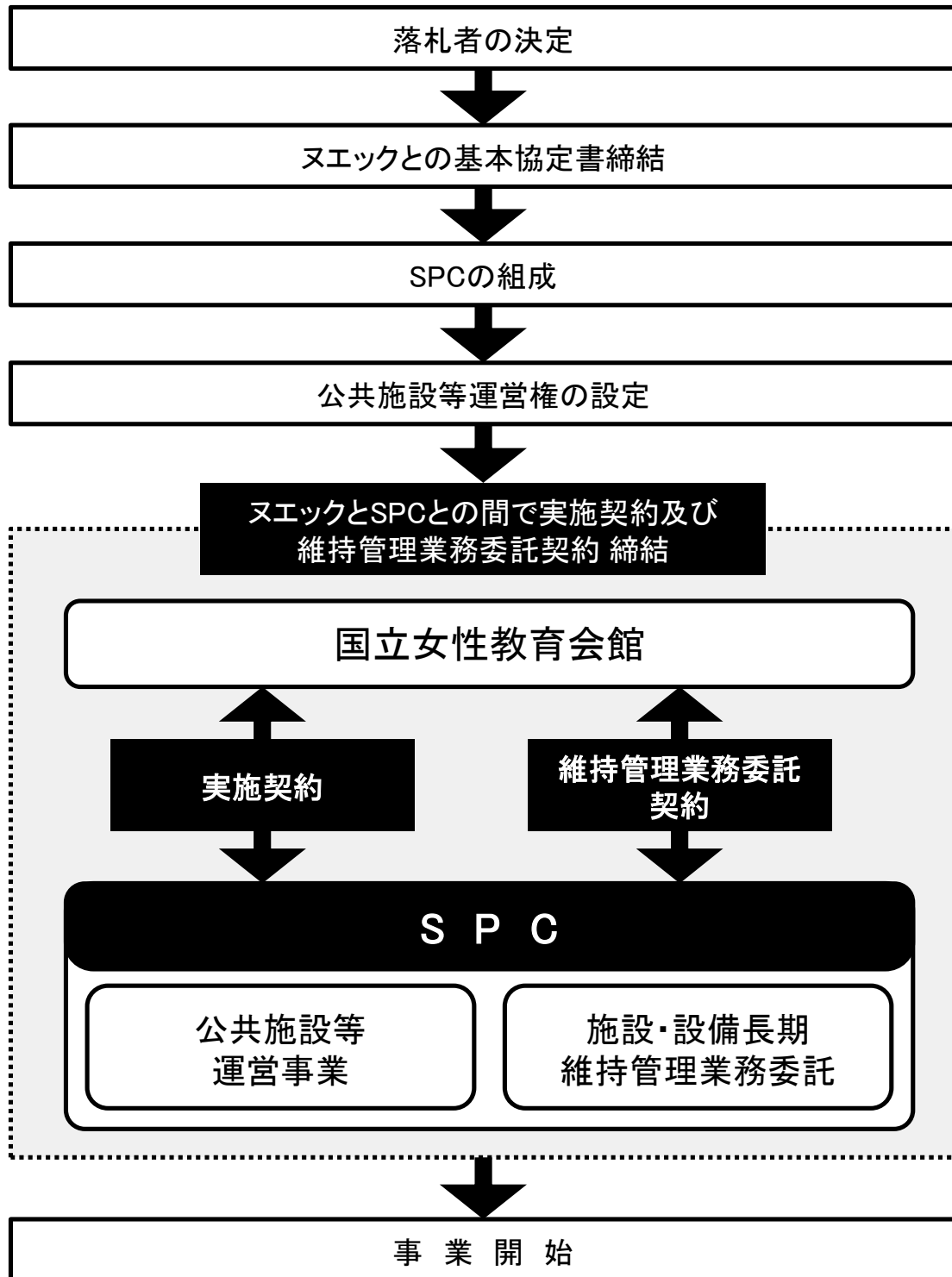
参考資料 1

(仮称) 国立女性教育会館公共施設等運営事業及び施設・設備長期維持管理業務委託 業務区分





落札者はヌエックとの基本協定締結後、SPC を組成し、ヌエックと SPC の間で、「公共施設等運営権実施契約（以下「実施契約」という。）」及び「施設・設備長期維持管理業務委託契約（以下「維持管理業務委託契約」という。）」を締結する。



第2章 運営事業の概要

1 事業の名称

(仮称) 国立女性教育会館公共施設等運営事業

2 運営事業に供される公共施設の種類の

教育施設及びこれに付帯する関連施設

3 公共施設等の管理者の名称

独立行政法人国立女性教育会館 理事長 内海 房子

4 対象となる公共施設等の名称及び概要

(1) 名称

独立行政法人国立女性教育会館

(2) 施設概要等

所在地	埼玉県比企郡嵐山町菅谷 728 番地
敷地面積	102,252 m ²
建築総面積	11,857 m ²
延床総面積	26,975 m ²

(3) 施設に関する事項

名称	構造・階級	延床面積
本館 (うち女性教育情報センター)	RC 造 3 階・地下 1 階	8,509 m ² (1,085 m ²)
宿泊棟 A 棟	SRC 造 8 階・地下 1 階	4,609 m ²
宿泊棟 B 棟	RC 造 4 階	2,504 m ²
宿泊棟 C 棟	RC 造 3 階	1,548 m ²
実技研修棟	RC 造 1 階	322 m ²
研修棟	SRC 造 3 階	7,470 m ²
体育館	SRC 造平屋	1,206 m ²
響書院	木造平屋	198 m ²
和庵 (なごみあん、茶室)	木造平屋	18 m ²
テニスコート	全天候型スパックサンドコート	2 面

(4) 土地に関する事項

埼玉県との間の賃貸借契約に基づき、土地は賃借している。

5 事業目的

ヌエックは、女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成に資することを目的としている。

ヌエックは、資産の有効活用と利用者の立場から見たサービス水準の向上を民間活力の導入により実現するために、従来の維持管理・運営に係る委託契約方式を見直し、ヌエックの施設（以下「本施設」という。）等に関し、宿泊・研修施設等の管理運営を分離し独立採算事業としての運営事業（PFI法に基づく公共施設等運営権制度の活用）を行う公共施設等運営権者（以下「運営権者」という。）を選定することとした。

運営権者の経営能力及び技術的能力を活用して運営事業を行い、このことにより施設利用者への提供サービス水準の向上や、利用収入増大・施設稼働率向上・費用の削減等、資産の有効活用を促進することを期待するものである。

6 事業方式

運営事業は、PFI法に基づく公共施設等運営事業方式とする。

7 公共施設等運営事業の内容に関する事項

(1) 公共施設等運営権の設定

ヌエックは、資産の有効活用と利用者の立場から見たサービス水準の向上を民間活力の導入により実現するために、ヌエック施設等に関し、宿泊・研修施設等の管理運営を分離し独立採算事業としての運営事業（PFI法に基づく公共施設等運営権制度の活用）及び維持管理業務を一体的に行う民間事業者を選定する。本入札説明書は、運営事業に係る募集要項を示すもので、運営事業の遂行を目的として設置する株式会社（以下「SPC」という。）に公共施設等運営権が設定され、ヌエックとSPCとの間で公共施設等運営権実施契約（以下「運営権実施契約」という。）が締結される。

(2) 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

運営事業は、PFI法に基づき選定された事業者が、SPCを設立し、本施設に関して、運営権実施契約を締結する。

公共施設等運営事業の設定範囲については、P8「8-（1）公共施設等運営事業 設定範囲」を参照すること。

(3) 公共施設等運営権の存続期間

本施設に係る公共施設等運営権の存続期間は、事業契約締結日から平成 37 年 3 月 31 日までの期間とする。

(4) 公共施設等運営権実施契約に定める事項

運営権実施契約に含まれる事項は下記の通り。

- ア 公共施設等の運営等の方法
- イ 公共施設等運営事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項
- ウ 公共施設等の利用に係る約款を定める場合には、その決定手続き及び公表方法
- エ 運営事業に係る責任とリスクの分担その他運営権実施契約の当事者の権利義務
- オ 運営権の移転に関する事項
- カ PFI 法第二十条の規定により費用を徴収する場合には、その旨及びその金額又はその金額の決定方法
- キ 契約終了時の措置に関する事項
- ク 運営権実施契約の変更に関する事項 等

(5) 公共施設等運営事業に係る費用の徴収（公共施設等運営権の設定に係る費用の徴収）

PFI 法第二十条の規定により費用（以下「運営権対価」という）を徴収する。運営権対価は、入札参加者の提案とする。なお、運営権対価の支払い方法は分割払いとする。

(6) 利用料金に関する事項

- ① 公共施設等運営権者（以下「運営権者」という。）は、利用料金を自らの収入として収受するものとする。
- ② あらかじめ設定した条件に基づき、増加利益分についてはヌエックと運営権者において配分する等のインセンティブ方式（プロフィットシェアリング）を導入する。インセンティブ（プロフィットシェアリング）の設定、内容については入札参加者の提案とする。

(7) 施設の増改築に関する事項

施設の増改築については、既存の運営権を及ぼし得るとの前提の下、運営権者が施設運営のために必要な増改築は可能である。但し、増改築する施設等の規模、実施主体、所有権、運営権の設定等についてヌエックと運営権者の間で協議し、ヌエックの許可を必要とする。

(8) 公共施設等運営事業期間終了時の措置

事業期間の終了時には、運営権者は、当該施設を良好な状態で引き渡すこと。

8 事業の範囲

(1) 公共施設等運営事業 設定範囲

- ア 本館および宿泊棟 (A棟・B棟・C棟)
- イ 研修棟 (講堂・会議室・研修室・マルチメディア研修室・控室)
- ウ 実技研修棟 (音楽室・美術工芸室・調理室・試食室・幼児室)
- エ 日本家屋・茶室 (響書院・和庵)
- オ 体育施設 (テニスコート・体育館)

上記設定範囲に係る業務内容は下記の通りとする。

(2) 公共施設等運営事業 業務内容

- ア 全体統括管理業務
- イ 運営業務統括管理業務
- ウ 受付・案内業務
- エ 経理業務
- オ 企画・広報・営業業務
- カ 給食・売店業務
- キ アメニティ業務
- ク 宿泊準備等整理業務
- ケ リネンサプライ・洗濯業務
- コ 利用者サービスの向上に資する業務

なお、運営事業のほかに維持管理業務があり、同一の事業者には運営事業の公共施設等運営権を設定するとともに維持管理業務を委託する予定である。維持管理業務の業務内容は下記のとおりである。

(3) 維持管理業務 業務内容

- ア 建築設備運転保守点検管理業務
- イ 年間保守点検業務
- ウ 清掃業務
- エ 構内庭園維持管理業務
- オ 警備業務

運営事業及び維持管理業務の詳細については、別添「運営事業要求水準書」及び別添「維

持管理業務要求水準書」を参照すること。

9 運営事業及び維持管理業務（以下「本事業」という。）に係る公表を予定する既存資料

NO	資料名	年度
1	施設図面	—
2	施設利用料収入の推移	平成 21 年度～ 平成 25 年度 12 月
3	宿泊者数推移表	平成 21 年度～ 平成 25 年度 12 月
4	利用時間帯別研修室利用率	平成 21 年度～ 平成 24 年度
5	財政状況をベースとした経費	平成 21 年度～ 平成 24 年度
6	国立女性教育会館光熱水使用量表	平成 22 年度～ 平成 25 年度 12 月
7	NWEC 年間・保守点検等経費一覧	平成 13 年度～ 平成 24 年度
8	国立女性教育会館給食業務 給食日計表	平成 24 年度
9	消耗品購入実績	平成 22 年度～ 平成 25 年度 12 月
10	国立女性教育会館設備機器リスト	—
11	植栽配置図	—
12	国立女性教育会館概要パンフレット	平成 25 年度
13	研修施設利用申込みのご案内パンフレット	平成 25 年度
14	国立女性教育会館施設利用料金表 等	平成 25 年度 平成 26 年度（改訂版）

《既存資料に関する留意事項》

- ① 上記資料を提供するにあたり、入札参加希望者はヌエックと守秘義務の遵守に関する誓約書（様式 37）を提出するものとする。

《提出様式》

様式	書類名	提出部数
様式 37	守秘義務の遵守に関する誓約書	1 部

- ② 企画提案書や見積書の作成等に際し、ヌエックに関する資料（既存資料のうち公表できるものに限る）が必要な場合は、質問書（様式 38）により連絡すること。事務局で提供の可否を確認の上、提供する場合は、全ての参加者に提供する。これにより受領した資料は、ヌエックの了承なく公表又は使用できないものとする。
- ③ ヌエックホームページに掲載されている資料や、窓口に設置されている配布又は閲覧資料は、基本的に、各事業者の裁量により使用できるものとし、事務局から提供

する資料の対象にはならない。

10 事業期間

事業期間は、契約締結の日から平成 37 年 3 月 31 日までとし、運営期間は運営を開始した日から 10 年間とする。なお、契約期間は、契約締結の日から運営期間終了の日（平成 37 年 3 月 31 日）までとする。SPC のヌエックに対する運営事業に係る全ての施設の返還に係る一切の手続きは、契約期間内に完了するものとする。

具体的な日程は、以下のとおりである。

運営権実施契約締結	平成 27 年 1 月下旬（予定）
業務引き継ぎ	平成 27 年 1 月下旬から平成 27 年 3 月まで（予定）
本施設の維持管理・運営期間	平成 27 年 4 月（予定）
本施設に係る事業期間終了	平成 37 年 3 月（予定）

11 遵守すべき法令

運営事業を実施するにあたっては、次に掲げる法令（政令、省令等を含む。） 、 条例、規則、要綱等を遵守すること。また、各種基準・指針等についても運営事業の要求水準に照らし準拠すること。

なお、記載のない各種関連法令等についても、遵守すること。運営権者は、運営事業を実施するにあたり、以下の法令等を遵守するものとする。

(1) 法令

- ア 消防法
- イ 駐車場法
- ウ 水道法
- エ 下水道法
- オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル衛生管理法）
- カ 労働安全衛生法
- キ 電気事業法
- ク 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ケ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
- コ 個人情報の保護に関する法律
- サ 労働基準法
- シ 警備業法
- ス 食品衛生法
- セ その他関係法令 等

(2) 条例等

- ア 独立行政法人国立女性教育会館法
- イ その他関係条例 等

第3章 維持管理業務の概要

1 維持管理業務の名称

(仮称) 国立女性教育会館施設・設備長期維持管理業務委託

2 契約責任者等

独立行政法人国立女性教育会館 事務局長 西澤 立志

3 対象となる公共施設等の名称及び概要

P5「第2章-4」を参照すること。

4 事業目的

ヌエックは、女性教育の振興を図るため、女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する実践的な研修及び女性教育に関する専門的な調査研究を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的に、文部科学省を主務官庁として設立された法人であり、年間延十五万人程度の利用者が、宿泊研修を行っている。また、国際化にともない、年間延一千人程度の外国人利用者がある。ヌエックが教育施設としての機能を十分に発揮するには、ヌエック側の意向が委託業務各部門の末端にまで徹底され、部門相互の連絡が密接に保たれねばならないため、それぞれ専門的に質の高い業務を要するだけでなく、委託業務各部門を総合的に運営することが必要である。

以上のことからヌエックの維持管理には、利用者が効果的な学習を促進するための最適な研修環境を維持するだけでなく、快適な生活環境を維持していくこと及び接客面での国際的な対応が必須の要件であり、ホテル並みのサービスが必要不可欠であるとともに、業務委託先がヌエックと有機的に結び付きながら一元的に機能して行くことが必要である。

5 事業の範囲

- ア 建築設備運転保守点検管理業務
- イ 年間保守点検業務
- ウ 清掃業務
- エ 構内庭園維持管理業務
- オ 警備業務

なお、維持管理業務の詳細については別添「(仮称) 国立女性教育会館施設・設備長期維持管理業務委託要求水準書」を参照すること。

6 維持管理業務の仕様等

「維持管理業務要求水準書」に基づき業務を遂行するとともに、民間事業者の知識、経験等に基づく新たな提案を求める。

7 履行期間

契約締結日から平成 37 年 3 月 31 日まで。

8 履行場所

独立行政法人国立女性教育会館（埼玉県比企郡嵐山町菅谷 728 番地）

9 入札方法

維持管理業務の入札は、「(仮称) 国立女性教育会館公共施設等運営事業」と同時に行われ、別添「(仮称) 国立女性教育会館公共施設等運営事業及び施設・設備長期維持管理業務委託 事業者選定基準」に基づき、維持管理業務を請け負う者（以下「維持管理業務受託者」という。）を選定する。

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

10 入札参加資格

P16「3 入札参加に関する条件等」を参照すること。

11 入札の無効

P26「キ 入札の無効」を参照すること。

12 維持管理業務受託者決定方法

別添「(仮称) 国立女性教育会館公共施設等運営事業及び施設設備・長期維持管理業務委託 事業者選定基準」のとおりとする。

13 開札について

(1) 開札の日時・場所

平成 26 年 12 月上旬を予定。

(2) 開札

維持管理業務の開札は、運営事業における最優秀提案者の選定と同時に行う。

14 維持管理業務費の改定について

別添「施設・設備長期維持管理業務委託契約書（案）」を参照すること。

15 その他維持管理業務に係る留意事項

- ア 維持管理業務受託者は、ヌエックの設立趣旨並びに社会教育・研修施設としての特性を十分に理解したうえで維持管理業務を行うものとする。
- イ 維持管理業務受託者は、業務の重要性を認識し、各業務間の連絡調整を十分に行い、業務が円滑にかつ効率的に行えるように努めるものとする。
- ウ 維持管理業務受託者は、業務を行うにあたり、ヌエックの担当職員との連絡を密に取るとともに、ヌエックの事業との整合性を尊重するものとする。
- エ 維持管理業務受託者は、常に業務従事者の指導教育に努め、言語動作態度に留意させ、会館利用者に不快感を与えることのないよう機敏に活動し、規律と秩序ある業務の遂行に万全を期するものとする。
- オ 維持管理業務受託者は、故意又は重大な過失等その責に帰すべき事由により、発注者若しくは第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。
- カ 維持管理業務受託者は、業務上知り得た発注者の機密は、厳守するものとする。契約解除後も同様とする。
- キ 本入札説明書に何らかの疑義が生じた場合は、ヌエック担当者と協議のうえ、その指示に従って対処すること。

第4章 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定

ヌエックは、透明性の確保と公正な競争の促進に配慮しながら、本事業の実施を希望する民間事業者を広く募集する。事業者の選定にあたっては、本事業の実施に係る対価の額及び提案内容を総合的に評価する総合評価一般競争入札に付することとして、その旨を公告する。

2 選定のスケジュール

本事業における事業者の募集・選定のスケジュールは以下のとおり予定している。

日程（予定）		内容
平成 26 年	8 月 29 日（金）	入札説明書等（入札説明書、要求水準書、公共施設等運営権者選定基準、公共施設等運営権実施契約書（案）、基本協定書（案）、施設・設備長期維持管理業務委託契約書、様式集等）の公表
	8 月 29 日（金）～ 9 月 8 日（月）	入札説明会の申込受付
	8 月 29 日（金）～ 9 月 16 日（火）	入札説明書等に関する質問の受付
	9 月 10 日（水）	入札説明会の開催
	9 月 10 日（水）	現地見学会の開催
	9 月 19 日（金）	入札説明書等に関する質問への回答
	9 月 22 日（月）～ 10 月 1 日（水）	参加表明書、資格確認申請の受付
	10 月 6 日（月）	資格確認通知の発送
	10 月 14 日（火） ～21 日（火）	対面式対話の実施
	11 月 14 日（金）	入札（提案書の提出）
	12 月上旬	提案内容に関するヒアリング
	12 月上旬	最優秀提案者の選定
	12 月中旬	基本協定の締結
	平成 27 年	1 月中旬
2 月		公共施設等運営権の設定 運営権実施契約の締結 施設・設備長期維持管理業務委託契約締結

3 入札参加に関する条件等

入札参加者は、単独の企業等（以下「入札参加企業」という。）または、複数の企業等によって形成されたグループ（以下「入札参加グループ」という。）で次の（1）から（3）の要件を満たす者でなければならない。

（1）入札参加者の構成等

- ア 本事業の入札参加者は、本施設の公共施設等運營業務（以下「運營業務」という。）にあたる者（以下「運営企業」という。）、本施設の維持管理業務にあたる者（以下「維持管理企業」という。）を含むものとする。なお、これらの業務にあたる者以外の企業を含むこともできる。
- イ 入札参加者は、入札参加企業又は入札参加グループとする。なお、入札参加グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）の中から応募手続きを代表して行う企業（以下「代表企業」という。）を定めるものとする。
- ウ 入札参加グループは構成企業及び協力企業を定めるものとし、それぞれの定義は次のとおりとする。
 - （ア）構成企業とは、本事業を実施するために設立する特別目的会社（以下、「SPC」という。）に対して出資する者であり、SPC が直接業務を委託し、または請負わせることを予定する者をいう（SPC については、P28「6-（2）特別目的会社の設立」を参照）。
 - （イ）協力企業とは、SPC に対して出資は行わない者であり、SPC が直接業務を委託し、または請負わせることを予定する者をいう。
- エ 応募者の構成企業及び協力企業並びにその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募者の構成企業及び協力企業となることはできない。なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の 100 分の 50 を超える、または有限会社の総社員の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有する場合をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の株式会社の代表取締役または有限会社の取締役が他方の株式会社の代表取締役または有限会社の取締役を兼職している場合をいう。
- オ 運營業務、維持管理業務にあたる者については、下記業務区分別に明らかにすること。
 - （ア）運營業務
 - ① 全体統括管理業務
 - ② 運營業務統括管理業務
 - ③ 受付・案内業務
 - ④ 経理業務

- ⑤ 企画・広報・営業業務
- ⑥ 給食・売店業務
- ⑦ アメニティ業務
- ⑧ 宿泊準備整理業務
- ⑨ リネンサプライ・洗濯業務
- ⑩ 利用者サービスの向上に資する業務

(イ) 維持管理業務

- ① 建築設備運転保守点検管理業務
- ② 年間保守点検業務
- ③ 清掃業務
- ④ 構内庭園維持管理業務
- ⑤ 警備業務

カ 運営企業、維持管理企業のうち複数を一企業が兼ねることは可能である。

(2) 入札参加者の参加要件

入札参加企業及び入札参加グループは、以下の要件を満たす者でなければならない。

- ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であり、かつ同令第 72 条に規定する資格を有する者であること。
- イ 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更生手続き開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立をしていない者であること。
- ウ 参加資格申請書の提出期限の日から入札の時までの期間に文部科学省から「文部科学省における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領の制定について」（平成 18 年 12 月 20 日付け 17 文科会第 598 号大臣官房会計課長通知）に基づく取引停止を受けていないこと。また、国立女性教育会館事務局長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- エ 本事業の業務に関わっている者、またはこれらの者と資本面もしくは人事面において関連がある者でないこと。
 - ※ 本事業の業務に関わっている者は一般財団法人日本総合研究所、特定非営利活動法人日本 PFI・PPP 協会、東京丸の内法律事務所、株式会社スターツ総合研究所である。
- オ 最近 1 年間の国税（法人税等）を滞納していない者。
- カ 一応募者の構成員及び協力会社のいずれかが、他の応募者の構成員または協力企業として参加していないこと。
- キ 審査委員会の委員が属する企業またはその企業と資本面もしくは人事面において

関連がない者であること。

ク PFI 法第 9 条各号のいずれにも該当しない者であること。

ケ P18「4－(2) 入札説明会の開催」に記載の「入札説明会」に参加すること。

(3) 入札参加者の構成企業等の資格等要件

運營業務、維持管理業務にあたる者は、以下の要件を満たす者でなければならない。

ア SPC の構成企業において、代表企業及び運営事業担当企業は宿泊・研修施設が一体となった施設の運営あるいは維持管理実績があること。

イ 上記代表企業及び運営事業担当企業は、平成 25・26・27 年度文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務等の提供」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

(4) 構成員等の変更

参加表明書により参加の意思を表明した入札参加者の構成員及び協力会社の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、ヌエックと協議を行うこととする。また、落札者については、運営権実施契約締結までに上記「(2) 入札参加者の参加要件」及び「(3) 入札参加者の構成企業等の資格等要件」を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

4 入札手続き等

(1) 入札公告に関する事項

入札公告は平成 26 年 8 月 29 日（金）としヌエック公式ホームページにおいて公表する。入札説明書等についても、ヌエック公式ホームページにおいて公表する。

URL : <http://www.nwec.jp/jp/about/procure/>

(2) 入札説明会の開催

入札説明書等に関する説明会を以下の要領で実施する。なお、入札説明書等の書類は、ヌエック公式ホームページよりダウンロードして持参すること。

ア 開催日時

平成 26 年 9 月 10 日（水）午後 1 時 15 分から 2 時 45 分まで

イ 開催場所

独立行政法人国立女性教育会館

〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷 728 番地

ウ 申込方法

「様式 36 入札説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出のこと。（※ファイル形式は Microsoft Word のこと）

(ア) 宛先：独立行政法人 国立女性教育会館 総務課

(イ) 電子メールアドレス：admindiv@nwec.jp

※なお、電子メールでの件名は「入札説明会参加申込」とすること。

エ 参加受付

平成 26 年 8 月 29 日（金）から 9 月 8 日（月）午後 5 時まで

《提出様式》

様式	書類名	提出部数
様式 36	入札説明会参加申込書	1 部

オ 既存資料の配布について

当日は、P9「9 本事業に係る公表を予定する既存資料」に記載の資料を配布する。については、「様式 37 守秘義務の遵守に関する誓約書」に必要事項を記入、押印のうえ持参すること。

《提出様式》

様式	書類名	提出部数
様式 37	守秘義務の遵守に関する誓約書	1 部

(3) 現地見学会の開催

入札説明会の後、希望者を対象に本施設及び施設備品等の現況について確認するための現地見学会を行う。なお、現地見学会は「入札参加者の参加要件」には含まない。

ア 開催日時

平成 26 年 9 月 10 日（水）午後 3 時から 4 時 30 分まで

イ 開催場所

独立行政法人国立女性教育会館

〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷 728 番地

ウ 申込方法

「様式 36 現地見学会参加申込書」に必要事項を記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出のこと。（※ファイル形式は Microsoft Word のこと）

(ア) 宛先：独立行政法人 国立女性教育会館 総務課

(イ) 電子メールアドレス：admindiv@nwec.jp

※なお、電子メールでの件名は「現地見学会参加申込」とすること。

エ 参加受付

平成 26 年 8 月 29 日（金）から 9 月 8 日（月）午後 5 時まで

《提出様式》

様式	書類名	提出部数
様式 36	現地見学会参加申込書	1 部

(4) 入札説明書等に関する質問の受付及び質問回答の公表

入札説明書等に関する質問の受付及び質問回答の公表を以下の要領で実施する。

ア 受付期間

平成 26 年 8 月 29 日（金）から 9 月 16 日（火）午前 10 時まで

イ 提出方法

「様式 38 入札説明書等に関する質問書」に必要事項を記入の上、電子メールでのファイル添付にて提出のこと。（※ファイル形式は Microsoft Word のこと）

(ア) 宛先：独立行政法人 国立女性教育会館 総務課

(イ) 電子メールアドレス：admindiv@nwec.jp

なお、電子メールでの件名は「入札説明書等に関する質問」とすること。

ウ 回答公表

平成 26 年 9 月 19 日（金）までにヌエック公式ホームページにて回答を公表する。

《提出様式》

様式	書類名	提出部数
様式 38	入札説明書等に関する質問書	質問毎に各 1 部

(5) 参加表明書及び資格確認申請書の受付

入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、参加表明書及び資

格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けること。なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び資格確認申請書を提出しない者並びに入札参加資格がないとされた者は入札に参加することはできない。

ア 参加表明書及び資格確認申請書 受付日時及び受付場所

(ア) 受付期間

平成 26 年 9 月 22 日（月）から 10 月 1 日（水）

※持参の場合、土日祝日を除き午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。

※郵送の場合、10 月 1 日（水）午後 5 時までに必着のこと。

(イ) 提出先

〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷 728 番地

独立行政法人国立女性教育会館 総務課 会計・給与係

(ウ) 提出方法

参加表明書及び参加資格確認申請書は、上記提出先へ持参又は郵送により提出すること。E-mail 等による申請は受け付けない。なお、持参の場合は、上記受付期間中の土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までに持参すること。郵送の場合は、10 月 1 日（水）午後 5 時までに必着とし、「(仮称) 国立女性教育会館公共施設等運営事業及び施設・設備長期維持管理業務委託入札参加資格申請書類在中」と朱書きの上、書留により送付すること。

イ 参加表明書及び資格確認申請書の作成

入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書は、以下の様式に従い作成すること。提出にあたっては様式 01～06 及び資格要件確認書類一式を簡易ファイル綴じとして提出すること。

《提出様式》

様式	書類名	提出部数
様式 01	参加表明書	1 部
様式 02	入札参加者の構成表	1 部
様式 03	委任状（グループ構成員→代表企業）	1 部
様式 04	委任状（代表企業内）	1 部
様式 05	資格確認申請書	1 部
様式 06	誓約書	1 部

任意 様式	《資格要件確認書類》	実績のある 企業ごとに 各1部
	① 宿泊・研修施設が一体となった施設の運営あるいは維持管理実績が証明できる契約書等の写し ② 平成 25・26・27 年度文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）資格審査結果通知書の写し	

ウ 入札参加資格確認の通知

ヌエックは、参加表明書及び資格確認申請書を提出した者に対して、参加資格確認通知を平成 26 年 10 月 6 日（月）までに発送する。

エ 入札参加資格がないとされた場合の取り扱い

入札参加資格がないと通知された者は、参加資格がないと判断された理由について、ヌエックに説明を求めることができる。その場合、平成 26 年 10 月 9 日（木）午後 5 時（必着）までに書面により上記提出先まで申し出ること（様式自由）。回答は文書により行い、平成 26 年 10 月 17 日（金）までに発送する。

オ 資格確認の取り消し

- (ア) 一般競争入札に参加する資格があると確認された者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、当該資格確認を取り消す。
- ① 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者、若しくは妨げようとした者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ② 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ③ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - ④ ①から③までのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (イ) (ア)に規定するほか、資格確認を受けた者若しくはその代理人、支配人その他の使用人がこの入札説明書に違反した場合は、当該資格確認を取り消すことがある。
- (ウ) 一般競争入札に参加する資格があると確認された者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格確認を取り消すことがある。

カ その他

- (ア) 参加表明書及び資格確認申請書の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(イ) ヌエックは、提出された参加表明書等を入札参加資格の確認以外に無断で使用しない。

(6) 代表企業の選定

入札参加者は代表企業を選定すること。入札参加者とヌエックとの連絡や各種書類の受渡しは代表企業が行うものとする。

入札参加者が入札参加企業の場合は、その企業等が代表企業となること。

(7) 入札の辞退

参加表明書等の提出以後、入札を辞退する場合は、「様式 39 入札辞退届」を入札日までにヌエック総務課に持参、又は郵便（入札日の前日までに到着するものに限る。）により提出すること。入札参加資格があると通知された者が、提案書類を期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。

《提出様式》

様式	書類名	提出部数
様式 39	入札辞退届	1部

(8) 対面式対話の実施

ヌエックと入札参加希望者の意思疎通を十分に確保し、入札参加希望者による入札説明書等の解釈を明確化すること等を目的として対面式対話を実施する。

対面式対話は次のとおり実施する。

ア 開催日

平成 26 年 10 月 14 日（火）から 10 月 21 日（火）

※参加申込の状況に応じて変更する場合がある。

イ 時間 : 参加申込の状況に応じてヌエックが決定する。

ウ 開催場所 : 参加申込の状況に応じてヌエックが決定する。

エ 参加資格

本事業の入札参加者となることを予定している入札参加企業及び入札参加グループ。

オ 参加申込方法

対面式対話の参加を希望する者は、「様式 40 対面式対話参加申込書」に記入

のうえ平成 26 年 10 月 7 日（火）の 17 時までに、電子メールでのファイル添付にて提出のこと。

(ア) 宛先：独立行政法人 国立女性教育会館 総務課

(イ) 電子メールアドレス：admindiv@nwec.jp

※なお、電子メールでの件名は「対面式対話参加申込」とすること。

《提出様式》

様式	書類名	提出部数
様式 40	対面式対話参加申込書	1 部

※ 対面式対話当日は、入札説明書等を配布しないので、ヌエックのホームページからダウンロードして持参のこと。

カ 実施日時等の確定

対面式対話の実施日時や開催場所等については、希望のあった入札参加企業及び入札参加グループすべてに個別に連絡する。

キ 対面式対話の位置づけ等

対面式対話はいくまでヌエックと入札参加希望者の意思疎通を図る場であり、入札参加希望者にとっては提案内容そのものに関わる話題がある可能性があることから、原則入札参加企業及び入札参加グループごとに個別に行うものとし、公開はしない。

なお、入札条件に関わる事項等があった場合には、必要に応じてホームページ等でその内容を公表する。

(9) 入札日時等

参加資格確認通知により、入札参加資格があるとされた者は、提案書類を次の方法により提出すること。

ア 受付期間

平成 26 年 11 月 14 日（金） 午前 9 時から午後 5 時まで。

※郵送の場合、11 月 14 日（金）午後 5 時までに必着のこと。

イ 提出先

〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷 728 番地

独立行政法人国立女性教育会館 総務課 会計・給与係

ウ 提案書類の提出

提案書類は、P31「2 提出書類の提出方法等」及び様式集に記載する方法に従い提出すること。

エ 提案書類の作成方法

提案書類は、P31「2 提出書類の提出方法等」及び様式集に記載する方法に従い作成すること。

(10) 提案内容に関するヒアリング等の実施

本事業の最優秀提案者を選定するため、入札参加者に対し当該提案の内容に関するヒアリング等を実施する。

開催日、時間、場所等詳細については、入札参加企業及び入札参加グループすべてに個別に連絡する。

(11) 入札にあたっての留意事項

ア 入札説明書等の承諾

入札参加者を構成する企業は、入札説明書等の記載内容を承諾の上、入札すること。

イ 費用負担

提案書類の作成及び提出等の入札に要する費用は、全て入札参加者の負担とする。

ウ 公正な入札の確保

入札参加者を構成する企業は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、ヌエックは、契約の解除等の措置をとることがある。詳細については、基本協定書（案）を参照すること。

エ 事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

(ア) 著作権

ヌエックが提示した入札説明書等またはその他の参考図書等の著作権はヌエックに帰属する。また、提案資料の著作権は入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他ヌエックが必要と認めるときは、ヌエックは最優秀提案者の提案資料の全部または一部を無償で使用できるものとする。

(イ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

(ロ) ヌエックが提示した参考図書等の取扱い

ヌエックが提示する入札説明書等またはその他の参考図書等は、本件入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(ハ) 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(ニ) 提案書類の変更禁止

提案書類の変更はできない。

オ 使用言語、単位及び時刻

本件入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

カ 入札保証金及び契約保証金

(ア) 入札保証金 免除

(イ) 契約保証金 免除

キ 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① 入札参加資格がない者のした入札
- ② 入札参加者の代表企業以外の者のした入札
- ③ 参加表明書等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者のした入札
- ④ 記名及び押印のない入札書による入札
- ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札
- ⑥ 入札参加者のした2つ以上の入札
- ⑦ 入札に際して連合等の不正行為があった入札
- ⑧ 所定の日時まで所定の場所に到着しなかった入札
- ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札

ク 入札の中止等

天災地変等やむを得ない理由により、入札の執行ができないときは、これを延期

し、または中止する場合がある。

入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動等により入札を公正に執行できないと認められるときは、入札の執行を延期し、または中止する場合がある。

なお、上記中止等の場合において、提案書類の作成等のために入札参加者がその時点までに費やした費用は、全て入札参加者の負担とする。

5 審査及び選定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

- ア 審査は、学識経験者及びヌエック職員等で構成する「(仮称) 国立女性教育会館公共施設等運営権者及び委託事業者選定審査委員会」(平成 26 年 3 月 27 日設置。以下「選定審査委員会」という。)にて行うものとし、選定審査委員会で定める公共施設等運営権者選定基準は入札説明書と併せて公表する。
- イ 選定審査委員会において、事業計画、運営計画、資金計画等の各面から総合的に提案書の審査を行い、最優秀提案者を選定する。
- ウ 選定審査委員会において、最優秀提案者を選定するまでの間に、入札参加者又はその構成員が予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に基づく入札参加者の制限又は P17 「(2)入札参加者の参加要件 ウ」の指名停止措置を受けた場合には選定しない。

なお、選定審査委員会の委員は次のとおりである(敬称略)。

委員長	宮本 和明	東京都市大学 都市生活学部都市生活学科 大学院環境情報学研究科都市生活学専攻 教授
副委員長	楠 啓太郎	楠・岩崎法律事務所
	斎藤 裕	近畿日本ツーリスト株式会社 ECC 営業本部 スーパーバイザー
	西澤 立志	独立行政法人国立女性教育会館理事
	山田 美代子	山田公認会計士事務所

(2) 最優秀提案者の決定方法

別添「(仮称) 国立女性教育会館公共施設等運営事業及び施設・設備長期維持管理業務委託 事業者選定基準」のとおりとする。

(3) 事業者の選定

最優秀提案者とヌエックは公共施設等運営権実施契約書(以下「実施契約書」という。)及び施設・設備長期維持管理業務委託契約書に基づき契約手続を行う。

(4) 審査結果及び評価の公表方法

審査の結果は、ヌエック公式ホームページにて公表するとともに、企画提案者ごとに各当事者の結果を文書にて通知する。

(5) 最優秀提案者を選定しない場合

ヌエックは、民間事業者の募集、評価及び最優秀提案者の選定において、最終的に、応募者がいない、又は、いずれの応募者も事業性に問題がある等の理由により、本事業を公共施設等運営事業及び施設・設備長期維持管理業務委託として実施することが適当でないと判断された場合には、最優秀提案者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

6 契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

ヌエックは落札した入札参加者を構成する企業と基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立

入札参加者は、本事業に係る入札の結果、落札者として決定した場合は、本事業を実施する会社法に定める株式会社として SPC を設立する。なお、応募企業又は応募グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。その出資比率の合計は、全体の 50%を超えるものとする。

SPC の株式を保有するすべての出資者は、株式の譲渡、担保、設定等に関しては、ヌエックとの事前の協議を必要とする。

(3) 運営権実施契約の締結

ヌエックは落札した入札参加者の構成企業が設立する SPC と運営権実施契約を締結する。

ア 実施契約書の内容変更

SPC との契約に際し、実施契約書の内容変更は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能である。

イ 運営権実施契約に係る契約書作成費用

実施契約書の検討に係る SPC 側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用（実施契約書の作成費用及びヌエックの弁護士費用は除く。）は、事業者の負担とする。

ウ SPC の運営権実施契約上の地位

ヌエックの事前の承諾がある場合を除き、SPC は運営権実施契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

(4) 施設・設備長期維持管理業務委託契約の締結

ア 手続きにおける交渉の有無 無

イ 契約書の作成

- (ア) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
- (イ) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更にヌエック事務局長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- (ウ) 上記(イ)の場合において、ヌエック事務局長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (エ) ヌエック事務局長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) その他

落札者決定以降、落札者の構成企業または協力企業が P17 「(2) 入札参加者の参加要件」で定める参加要件及び P18 「(3) 入札参加者の構成企業等の資格等要件」で定める資格要件を欠くに至った場合、ヌエックは落札者と基本協定を締結せず、または落札者の設立した SPC と運営権実施契約を締結しない場合がある。

第5章 入札時提出書類

1 入札時提出書類 一覧

入札参加時に必要な提出書類は以下のとおりであり、一つでも不備があれば失格とする。

(1) 入札書類

様式	書類
様式 07	入札書類届

(2) 公共施設等運営事業提案書

様式	書類
様式 08	男女共同参画社会の形成に関する考え方
様式 09	公共施設等運営事業の遂行に関する基本方針
様式 10	公共施設等運営事業開始前の準備に関する提案
様式 11	雇用に関する提案
様式 12	安全性に関する提案
様式 13	利用料金に関する提案
様式 14	運営体制に関する提案
様式 15	施設提供条件に関する提案
様式 16	受付・案内業務に関する提案
様式 17	経理業務に関する提案
様式 18	光熱水費、衛生消耗品費の超過水準の設定に関する提案
様式 19	給食・売店業務に関する提案
様式 20	利便性に関する提案
様式 21	企画・広報・営業業務に関する提案
様式 22	利用者サービスの向上に資する業務の提案
様式 23	利用者増大に関する提案
様式 24	プロフィットシェアリングに関する提案
様式 25	損益計算書及び運営権対価に関する提案 (提案運営権対価)

(3) 施設・設備長期維持管理業務委託提案書

様式	書類
様式 26	施設・設備長期維持管理業務委託の遂行に関する基本方針
様式 27	施設・設備長期維持管理業務委託開始前の準備に関する提案
様式 28	雇用に関する提案
様式 29	安全性に関する提案
様式 30	提案における特色
様式 31	維持管理体制に関する提案
様式 32	日常修繕に関する提案
様式 33	建築設備運転保守点検管理業務・年間保守点検業務に関する提案
様式 34	清掃業務・構内庭園維持管理業務・警備業務に関する提案
様式 35	維持管理業務の提案価格

2 提出書類の提出方法等

(1) 入札時提出書類作成方法

- ア 参加資格確認提出書類はA4サイズとする。
- イ 上記(1)～(3)に記載の順番にまとめること。
- ウ 2穴綴じとし、フラットファイル、バインダー、紐綴じなど、簡易な綴じ方とする。
- エ 様式ごとに両面印刷とし、様式ごとに页数及び頁番号を記入すること。
- オ ホッチキス止め、インデックス、見出し用ページ等による修飾は行なわない。
- カ 専門知識を有しないものでも理解できるよう、分かり易い記載に努めること。
- キ 必要に応じ、図表、写真等により文章を補完することは可とする。
- ク 文字は10ポイント以上とする。(挿入する図表等の文字はこの限りではない。)
- ケ 各様式において、表枠の大きさ、余白の設定は自由とする。
- コ 事業計画提案書は、全て企業名等や企業ロゴ等を記載しないものとする。

(2) 提出方法

ア 受付期間

平成26年11月14日(金) 午前9時から午後5時まで。

※郵送の場合、11月14日(金)午後5時までに必着のこと。

イ 提出先

〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷 728
独立行政法人国立女性教育会館 総務課 会計・給与係

ウ 提出方法

入札参加資格があると認められた入札参加者は、入札書類届（様式 07）に必要事項を記入の上、公共施設等運営事業提案書（様式 08～25）、施設・設備長期維持管理業務委託提案書（様式 26～35）と併せて、上記提出先へ持参または郵送により提出すること。E-mail 等による提出は受け付けない。

郵送の場合は、「(仮称) 国立女性教育会館公共施設等運営事業及び施設・設備長期維持管理業務委託入札関係書類在中」と朱書きの上、書留により送付すること。

第6章 その他事業の実施に関し必要な事項

1 運営権者の責任の明確化等事業の適正且つ確実な実施の確保に関する事項

(1) 予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

ア 責任分担の考え方

運営事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスを提供する公共施設等運営事業を目指すものであり、運営権者が担当する業務については、運営権者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として運営権者が負うものとする。ただし、ヌエックが責任を負うべき合理的な理由がある事項については、ヌエックが責任を負うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

運営事業におけるヌエックと運営権者の責任分担は、別添「公共施設等運営権実施契約書（案）」を参照すること。

(2) 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、要求水準書として提示する。

(3) 運営権者の責任の履行に関する事項

運営権者は、公共施設等運営権実施契約書（案）に基づき作成された公共施設等運営権実施契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

2 公共施設等運営権実施契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

運営権実施契約の解釈について疑義が生じた場合、ヌエックと運営権者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、運営権実施契約に規定する具体的措置に従う。

また、運営権実施契約に関する紛争についてはさいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

3 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

- ① 運営権者に契約不履行の懸念が生じた場合ヌエックは公共施設等運営権実施契約書の定めに従い運営権者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができる。なお、その他の対応方法については、公共施設等運営権実施契約書にて規定す

る。

- ② その他の事由により事業の継続が困難となった場合、公共施設等運営権実施契約書中に定めるその事由ごとに、責任の所在による修復等の対応方法に従う。

4 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

(2) 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、財政上及び金融上の支援は想定していない。

(3) その他の支援に関する事項

その他の支援については、以下のとおりとする。

ア 事業実施に必要な許認可等に関し、ヌエックは必要に応じて協力を行う。

イ 法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、ヌエックと運営権者で協議を行う。

5 問合せ先

独立行政法人 国立女性教育会館

住 所：〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷 728 番地

電 話：0493-62-6717

F A X : 0493-62-6722

電子メール：admindiv@nwec.jp